

## 敗戦期の性暴力

…国策売春施設R.A.Aの意味するもの（その1）

Sexual Violence Against Women and Girls after the Defeat in the World War II  
: Learn from the Case of R.A.A, Vol. 1

芝田 英昭

SHIBATA Hideaki

### Abstract

Shortly after World War II, the Japanese government set up many sexual comfort facilities for the occupation forces. This was called the Recreation and Amusement Association. However, most Japanese people are not aware of this fact. At the time of its establishment, many women were exposed to sexual violence by the occupation forces, “to protect Japanese women and girls.”

Consider how human rights were violated and women and girls needed to be protected from the reality of sexual violence during the occupation period in Japan.

**Key words:** sexual comfort facility, Recreation and Amusement Association (R.A.A), sexual violence, human rights

## はじめに

日本は、1945年8月15日に太平洋戦争敗戦を迎えた。早くもその3日後には、「外国軍駐屯地における慰安施設設置に関する内務省警保局長通牒」（資料1）が各都道府県に無線電信され、各警察署長に対し占領軍用慰安施設の設置を促している。また、同年9月4日には、内務省保安課長から関係部局に「米兵の不法行為対策資料に関する件」（資料2）が通牒され、婦女子強姦予防のために米兵慰安所を急設することを要請している。

第二次世界大戦中の「従軍慰安婦」問題に関しては、例えば元韓国人慰安婦が日本政府に対して提起した訴訟において、2021年1月8日ソウル中央地方裁判所は、日本政府に原告への損害賠償の支払いを命じる判決を行い、同23日には同判決は確定した。この様に、従軍慰安婦問題は日韓間だけでも相当大きな外交問題となっている。

従軍慰安婦訴訟においては、国等による「強制連行」が損害賠償の根拠ともなる重要な争点であるが、日本政府は「発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述は見当たりません」[外務省2021]と強制連行を一貫して否定している。しかし、1993（平成5年）8月4日の「慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話」においては、「慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した」[外務省1993]と、軍当局による強制連行には言及していないが、設置、管理、移送においては軍当局の関与があったことを認めた。

### 資料1：「外国軍駐屯地における慰安施設設置に関する内務省警保局長通牒」

昭和二十年八月十八日

#### 外国軍駐屯地における慰安施設について

(内務省警保局長より庁府県長官宛の無電通牒)

外国軍駐屯地に於ては別記要領に依り之が慰安施設等設備の要あるも本件取扱に付ては極めて慎重を要するに付特に左記事項留意の上遺憾なきを期せられ度。

#### 記

- 一 外国軍の駐屯地区及時季は目下全く予想し得ざることなれば必ず貴県に駐屯するが如き感を懐き一般に動揺を來たしむが如きことなかるべきこと。
- 二 駐屯せる場合は急速に開設を要するものなるに付内部的には予め手筈を定め置くこととし外部には絶対に之を漏洩せざること。
- 三 本件実施に當りて日本人の保護を趣旨とするものなることを理解せしめ地方民をして誤解を生ぜしめざること。

〈別記〉

## 外国駐屯軍慰安施設等整備要領

- 一 外国駐屯軍に対する営業行為は一定の区域を限定して従来の取締標準にかかわらず之を許可するものとする。
- 二 前項の区域は警察署長に於て之を設定するものとし日本人の施設利用は之を禁ずるものとする。
- 三 警察署長は左の営業に付ては積極的に指導を行い設備の急速充実を図るものとする。
- 性的慰安施設  
飲食施設  
娯楽場
- 四 営業に必要な婦女子は芸妓、公私娼妓、女給、酌婦、常習密売淫犯者等を優先的に之を充足するものとする。

出典：労働省婦人少年局（1952）『婦人関係資料シリーズ 一般資料第17号 売春に関する資料 —売春関係年表と文献目録—』労働省、1952年10月、p11。全く同じ資料が、労働省婦人少年局（1953）『婦人関係資料シリーズ 一般資料第22号 売春に関する資料』労働省、1953年9月、pp17・18、労働省婦人少年局（1955）『婦人関係資料シリーズ 一般資料第31号 売春に関する資料 —改訂版—』労働省、1955年10月、pp12・13、に掲載されている。

## 資料2：米兵の不法行為対策資料に関する件

保外発第四六号

昭和二十年九月四日

内務省保安課課長

警視庁特高部長

大阪府治安部長 殿

各庁府県警察部長

(写各地方総監府第一部長)

## 米兵の不法行為対策資料に関する件

進駐米兵により惹起せられつつある各種の不法行為の態様並之が対処策別添送付候条参考に資せられ度

## 一、米兵不法行為の態様（略）

- 1、婦女子強姦猥褻事件
- 2、警備警察官に対する不法行為
- 3、其他の不法行為

## 二、対処策

- 1、最重なる抗議を為し先方の自主的是正を喚起すること
- 2、婦女子強姦予防としては

(ハ) 米兵慰安所を急設すること

進駐決定せる時は附近適当なる場所に慰安所を急設すること。慰安所は表面連合軍司令部として公認せざる所なる如きも自衛方法として其種施設は絶対必要なり。但し先方内部無統制よりして場合に依り進駐決定急に通告あるを以て事態に対応し得る為には移動式慰安所を成るべく多く工夫用意すること肝要なり。

(ニ) 目下中央に於いて交渉中なるも米兵上陸に際し又は其の場合に民衆の検索を実施する場合は我方警察官立合の上為さしむる様考慮中なるも現地に於いては中央の正式指令を待たず部隊上陸直後速かに警察側責任者は渉外機関を通じて又は必要なる場合は直接先方指揮者と会見して此点打合実施されたし。

3、警察官対する不法行為防止策（略）

出典：内務省保安課長「米兵ノ不法行為対策資料ニ関スル件」内務省、1945年9月4日、国立公文書館、返還文書、レファレンスコード：A06030039200

一方で、今日まで、日本政府は占領軍のための慰安施設設置を国や警察が関わり促した事は認めてこなかったし、同施設で勤務した慰安婦が日本政府を提訴した事実もない。これは、従軍慰安婦問題と比較すると極めて奇異な感は否めない。

ただ、この問題を戦時下、或いは占領下の特殊な問題とみなしてよいのであろうか。根底には、日本社会の生命の<sup>いのち</sup>軽視と人権意識の欠如等の問題が存在していると言わざるを得ない。改めて、戦後連合軍占領下の占領軍用慰安施設問題から人権問題を考えてみたい。

## 1. 占領軍慰安施設設置に国や警察が関与した公文書は存在しないのか

例えば、1996年11月26日の参議院決算委員会において、元参議院議員吉川春子が、従軍慰安婦問題に関連して、米兵に対して日本女性を提供する資料に関して政府に質している。

「警察庁あるいは内政審議室に伺いますが、この政策は敗戦後も引き継がれて政府は同様のことを行っているわけですが、日本政府の日本兵のための慰安所経営の政策、これは敗戦後、アメリカ軍の日本進駐に伴って、今度は米兵に対して日本女性を提供するという政策につながったわけですね。米占領軍進駐の一週間後の昭和二十年九月四日付で発せられた。内務省保安課長から警視庁特高部長、大阪府治安部長あてなどの『米兵ノ不法行為対策資料ニ関スル件』について、この資料を知っていますね」[参議院1996]

同質問に対して、国立公文書館次官関根康文は、「御指摘の米国からの返還文書でございますが、昭和49（1974）年の1月に当館で移管を受けまして、以後公開」[参議院1996]していると答弁した。

また、警察庁長官官房総務審議官山本博一は、「ただいま御指摘になりました文書につきまし

ても、御指摘があり調査いたしましたが発見されず、警察庁におきましては保管をされていない」[参議院1996]と答弁した。

さらに吉川は「私が伺いたいのは、その通達に基づいて各県警が米兵に対する慰安施設を設置し、いろいろなことをやっているわけですね。そういう事実があるかどうかちょっと確かめてもらいたいというふうをお願いしておきましたけれども、どうでしたか、警察庁」[参議院1996]との質問に、山本は以下のように答弁した。

「先生の御指摘は、各県の警察史の中にそのような記述があるということかと存じますが、各県の警察史のそれぞれにつきまして私ども承知はしておるところでございますが、各県警がそれぞれ独自に作成したものでありまして、警察庁としては何らの関与も行っておらないところでございます。したがって、これらの内容につきましてはコメントする立場にはない」[参議院1996]

しかし、山本の答弁は、吉川の質問趣旨を意図的に捻じ曲げ各県警の警察史の作成には警察庁は関与していないことを述べたに止まっている。つまり、内務省警保局通牒に基づいて各県警が占領軍用の慰安施設を設置したのかどうかに関しては一切答弁しておらず、その点における警保局の関与を否定したことにはなっていない。

また、同質問に対して当時の官房長官梶山静六は、意味不明の感想を述べている。

「残念ながら、今までそういう記述や話を伺う機会がございませんでした。委員の言うことが全部であるか一部であるか、それは私は定かにできませんが、やはり昭和二十年というあの混乱期を考えると、確かに悲しい、それから主権を持っていない日本の一つの縮図ではあった。もしもそれが全部そうだとすると、私はその時代の警察官を責めるわけにはいかない」[参議院1996]

梶山の、国が性暴力を主導・容認していたとの認識の欠如には驚かされるし、終戦後3日目に日本の警察組織が率先して「占領軍慰安施設の設置」を進めていた事実を、「主権を持っていない日本」として占領軍による要請と理解している向きがあり、日本政府の関与を殊更に矮小化しようとする意識が働いたと理解できる。

その後、吉川は1998年10月16日に参議院議長に対して資料1文書を含む旧内務省の公文書の保管と公開に関して趣意書を提出したが、同年11月10日に内閣総理大臣小淵恵三名で「答弁書」が提出され、資料1の文書に関して「警察庁においては、御指摘の文書について誠実に調査を続けてきたところであるが、発見に至っていない。また、警察庁には、同文書を引き継いだ記録はない」[参議院1998]とし、さらに「御指摘の指示にもとづいていかなる措置がとられたかについては、記録が存在しないため、確認できない」[参議院1998]とも記載されている。

ただ、警察庁や国は、同文書の「発見に至っていない」、「文書を引き継いだ記録はない」、さらに「記録が存在しない」との理由で、その当時実際に何が行われたかについての調査は一切行っていない。この答弁では、記録が無いから調査をしないでは、国等が重要な公文書を意図的に破棄すれば、「あった事実が無かったことにされる」とも理解できる。

占領軍慰安施設設置は内務省の通牒を受け、各都道府県警察が設置した事実が、各地の警察史・郷土史に記録されていることから<sup>(1)</sup>、終戦直後に警察組織が内務省から警察庁へ代わったといえ、調査の責任を果たすのは当然であろう。

さて、このように警察関係の公文書が発見されないことはしばしばあるのであろうか。ここには、終戦直後の警察組織の大幅な改変が深く関わっている。日本の警察は、1874（明治7）年に、当時の内務省に警保寮が設置されて以降、第二次世界大戦敗戦後の1947（昭和22）年まで、警察中央組織は内務省警保局が所管し、地方では知事が管轄していた。その後1947（昭和22）年に警察法が制定され、1948（昭和23）年から国家地方警察と市町村自治体警察の2本立てとなった。さらに、1954（昭和29）年に警察法が抜本改革され、国には都道府県警察を指揮監督する警察庁が設置、地方では都道府県単位の警察組織が設置された。

つまり、終戦後の内務省解体に伴い警察組織が内務省から警察庁へ移管され、それに伴い関係文書等も警察庁に引き継がれたはずであるが、政府は前掲の資料は引き継ぎ資料には存在しないと主張している。当然当時の公文書等の管理体制に問題はあったことは予想に難くないし、いくつかの証言から、相当の公文書が終戦直後焼却され、またその他の重要な連絡は口頭のみで行われた可能性も否定できない。

例えば、終戦当時内閣官房文書課事務官大山正は、公文書の焼却に関して以下のように証言している。

「内務省の文書を全部焼くよという命令が出まして、後になってどういう人にどういう迷惑がかかるか分からないから、選択なしに全部燃やせということで、内務省の裏庭で、三日三晩、炎々と夜空を焦がして燃やしました」[大山1987：307・308]

また、終戦当時内務省地方局事務官奥野誠亮は、戦争末期重要な軍部や内政関係の通知等は、米軍に見られないよう多くは口頭のみとしたと語っている。

「奥野 [誠亮] 僕が思うのは、十五日の何日か前に、終戦処理の方針をきめなければいけないので…これは入江さんから伺ったのです、終戦になるのだと。だからどう処理するかということで、内務省で各省の総務局長会議を入江さんが主宰されてやったと思う。そのときいろいろなことが議論になったが、(中略) 公文書は焼却するとかいった事柄が決定になり、これらの趣旨を陸軍は陸軍の系統を通じて下部に通知する、海軍は海軍の系統を通じて下部に通知する。内政関係は地方総監、府県知事、市町村の系統で通知するということになりま

した。これは表向きには出せない事項だから、それとこれとは別ですが、とにかく総務局長会議で内容をきめて、陸海軍にいて、さらに陸海軍と最後の打ち合わせをして、それをまとめて地方総監に指示することにした。十五日以後は、いつ米軍が上陸してくるかもしれないので、その際にそういう文書を見られてもまずいから、一部は文書に記載しておくがその他は口頭連絡にしようということで、小林さんと原文兵衛さん、三輪良雄さん、それに私の四人が地域を分担して出かけたのです。それが何日に出発したかは覚えていないのですが…。入江〔誠一郎〕十六日だと思えます」〔自治大学校史料編集室1960：2・3〕

その後、政府は1980（昭和55）年5月23日の閣議決定「情報公開に関する改善措置について」に基づいて、同年12月25日「公文書等の国立公文書館への移管及び国立公文書館における公開措置の促進について」との各省庁との申合せをまとめ、国立公文書館における適切な管理と保存を行っているとした。しかし、「国の行政にかかわる公文書等は、当該公文書等を保有する各行政機関の長の責任」〔参議院1998〕において行われ、公文書等の保存、破棄及び公開に関しては「各行政機関の文書管理規則等において定められた者」が行うとした。

つまり、1980年の閣議決定、各省庁との申合せ以前の公文書の場合、意図的に破棄された可能性は否定できない。また、それ以後であっても、公文書の管理の責任者の判断で「保存、破棄及び公開」の判断が可能であり、その点において恣意性が働く可能性も排除できなかった。

また同閣議決定では、公文書等を「国の行政にかかわる公文書等」としており、公文書管理責任者が「国の行政にかかわらない」と判断すれば、それらの文書が「公文書等」とされず、そもそも保存されない事になる。もちろん、公文書等でないとされた場合、それらの文書は作成されたことも、保存されていたかどうかの記録すら残らない。

その後、「アメリカ情報公開法」（Freedom of Information Act、1967年制定）がクリントン政権下1996年に大幅改正され、日米関係の機密文書等の公開請求も可能となったことを受け、当時琉球大学教授の我部政明が、1998年から2000年にかけて沖縄占領に関する機密文書の公開請求を行い、沖縄財政密約の全容を解明した。

米国での情報公開の進展を受け、日本においても公文書等の情報公開を求める動きが活発となり、1999年5月に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）が成立し、2001年4月から施行された。しかし、当時日本においては、公文書管理に関する法律が存在しなかったことから、情報開示請求においても当該公文書の不在を理由に不開示が多発し、文書の破棄等の不適切事案が散見されたことから、適切な公文書管理を求める世論が形成されるに至った。

2009年6月に行政機関（府省庁）及び独立行政法人等における公文書等の管理を定めた「公文書等の管理に関する法律」（公文書管理法）が制定、2011年4月に施行された（2017年4月改正）。同法が管理する文書は、「行政文書」、「法人文書」、「特定歴史公文書等」とされ、行政文書は、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」（同法2条）としている。

前述のように、日本においても2000年代に入り情報公開及び公文書管理に関する法整備行われ一定の前進が見られたが、その後も公文書管理に関して不正が見られた。例えば、森友学園問題では、2018年3月20日会計検査院は、財務省が提出した14文書が全て改竄後のものであったことを認めている。

## 2. 占領軍用慰安施設としての特殊慰安施設協会（Recreation and Amusement Association = R.A.A）の設立の経緯

**資料1**：「外国軍駐屯地における慰安施設設置に関する内務省警保局長通牒」は、戦後警察組織を所管した警察庁には存在しないとしているが、筆者の調査からは労働省にはその文書が残されていた可能性が見出せた。

労働省婦人少年局が1952年にまとめた『婦人関係資料シリーズ 一般資料第17号 売春に関する資料 一売春関係年表と文献目録一』[労働省1952：11]に、同通牒の全文が参考資料の冒頭「資料の(一)」として挙げられている。戦後7年目にまとめられたことを勘案すると、伝聞を下に全文を正確に記載することは不可能であることから、労働省には同通牒の写が保管されていたと考えるのが妥当であろう。さらに、同文献年表説明文の中で「参考資料として、関係官公庁の通牒その他重要な資料を終りに添附した」[労働省1952：2]との文言があることから、その傍証となる。また、同通牒資料は、1953年『婦人関係資料シリーズ 一般資料第22号 売春に関する資料』[労働省1953]、1955年『婦人関係資料シリーズ 一般資料第31号 売春に関する資料 一改訂版一』[労働省1955]、にも掲載されている。

さて、特殊慰安施設協会（以下、「R.A.A」記す）は、あくまでも東京都下の占領軍慰安施設設置推進を目的に設立された団体であり、他道府県と同様の施設を管轄するものではない。また、東京都下にあっても、R.A.Aとは関係なく占領軍慰安のために供された遊郭等は多数あった。

R.A.Aが設立に至った経緯は、1952年の労働省資料に年表として記載されている。

### 資料3：労働省婦人少年局資料に見るR.A.A設立の経緯

売春に関する年表

昭和二〇年（一九四五年）

八月一八日 警視庁保安課、花柳界業者代表を招集、進駐軍に対する公設慰安施設について協議す。

内務省警保局より各庁府県長官に対し、「進駐軍特殊慰安施設整備について」無電と発送〈参考(一)〉。

この頃より各府県占領軍進駐に備えて、公用慰安婦募集並びに配置がえ等が行われた。

これは後に一般婦女子の防波堤意識を云々する原因となった。

八月二六日 花柳業者代表により、株式会社R.A.A協会（特殊慰安施設協会）が結成され、



二九日警視庁これを認可す。

第一回接客婦募集(戦後処理の国家的緊急施設、新日本女性を求むの募集広告)に応募者殺到、一三六〇名採用さる。

八月二七日 R.A.A協会最初の事業として、大森小町園開業、慰安を求める進駐軍兵士来訪。

出典：労働省婦人少年局(1952)『婦人関係資料シリーズ 一般資料第17号 売春に関する資料 一売春関係年表と文献目録一』労働省、1952年10月、p2より引用。

## 1) 内務省と警視庁は占領軍慰安所設置にどう関わったのか

1945年8月15日、ポツダム宣言受諾を告げる玉音放送を受け、同日鈴木貫太郎内閣は総辞職。<sup>すずき かんたろう</sup>その2日後の8月17日皇族出身の東久邇宮稔彦<sup>ひがしくにのみやなるひこ</sup>が首相に就任し組閣した。組閣1日後には、内務省警保局(国)及び首都東京を管轄する警察組織警視庁が、占領軍用慰安施設設置に動いていた(資料1)。敗戦により国民生活が疲弊している状況下で、なぜ占領軍の為に慰安施設設置を急がなければならなかったのであろうか。

先述したように、占領軍慰安施設設置に関し内務省や警視庁をはじめとする警察組織が関わった事を国は公式には認めていないし、関連文書の殆どが戦後の混乱期に焼却処分された可能性があり、その経緯等は国の公文書等より読み解くことは不可能に近い。しかし、幸いにもその当時、占領軍慰安施設設置に関わった警視庁幹部や東京都幹部の証言や手記がいくつか存在することから、それらの文献を頼りに経緯の詳細を分析したい。

当時内務官僚で、1944年7月から1945年4月まで52代警視総監を務め、首相東久邇宮から1945年8月17日付で54代警視総監に再任され実質的に占領軍慰安施設設置の責任者であった坂信弥<sup>さかのぶよし</sup>(<sup>2</sup>)は、その事情を以下のように証言している。

「東久邇さんは南京に入城されたときの日本の兵隊のしたことを覚えておられる。(中略)アメリカにやられたら大変だろうという頭はあっただろうと思います。そうすると、どうしたらいいかと言うことで、やはり慰安施設が必要です。一応さばく所をそろえておこうじゃないかということが、内閣の方針としてきました。それから内務省にまわってきた。はじめから内務省ではやると言う方針は確立していなかったということです。それで近衛さんが、これは下のものにやってもらうわけにはいかんから警視総監にやってもらうと、直接私を呼びました。(中略)ひとつ責任をもって君かかってくれんかといったのです」[坂1987:309・310]

東久邇のいう「日本の兵隊がしたこと」とは、南京大虐殺等を指している。1937年12月日本軍が南京に入城し2カ月に渡り占領し、中国軍人捕虜、一般市民を不法に殺害、強姦、暴行、虐殺、放火、略奪を行った事件<sup>(3)</sup>であり、日本が長きに渡って行ってきた「勝者は敗者を凌辱する」慣行を意味していたといえる。さらに、河野談話で明らかになったように、日本の侵略戦争において、朝鮮半島出身者、中国人を含むアジア人、及び一部オランダ人を日本軍人の慰安婦として軍

当局が直接関与し従軍させていたのであった。

つまり、多くの場合、「慰安婦」問題は、日本国外でなおかつ植民地出身者の問題として扱われている。しかし、見逃してならないのは、軍隊と慰安の問題は日本国内においても存在した。この点を秦郁彦の分析を通して説明する。

明治期になり、ますます遊郭の需要は増したとされるが、近代国家として「国家が関わるのは文明国から恥辱になる」[秦1999:27]として、1872(明治5)年、明治政府は徳川期から続いた遊郭における人身売買の慣習を停止する旨の「太政官通達第二九五号」を交付した。確かに同通達は、人身売買による娼妓等の開放を目指したが、遊郭自体は廃止することなく、娼妓は、独立した個人事業主として遊郭を「貸座敷」として借り受けて売春を営んだのであった。その後、さまざまな戦争を通じて、遊郭と軍の関係性が密になってくる。

例えば、「日中戦争の段階では、若者が戦地へ出ていく分だけ利用は減ったが、軍需景気でふえた新規需要もあり、日米開戦の前後まで売春市場は横ばい状況」[秦1999:58]であったとし、その需要は全体としては減少しなかったとしている。それは、福田利子によると、太平洋戦争期には、吉原遊廓では「休日を待ちかねたように登楼する兵隊さん」[福田1993:124]、「軍隊に入る前に(中略)花魁に息子を男にしてもらおうと一緒に登楼する父親」[福田1993:129]などを引き受けていた事によると語っている。

さらに、終戦時に警視總監に再任されR.A.A設立に中心的役割を果たした坂は、かつて1936年4月から1937年6月まで鹿児島県警察部長を務めていたが、その折に、後に真珠湾攻撃(1941年12月8日)を行った海軍航空隊隊員の慰安施設作りを主導している。その経験が、R.A.Aの原型となったと考えられる。坂は、鹿屋の軍慰安施設設置の詳細を『私の履歴書』[坂1963]で記述している。

「少年航空兵がたくさんいたが、海軍の中でこの少年航空兵が一番早熟だったらしい。いつ死ぬかわからない境遇だから、死ぬ前に“男”になりたいという気持ちも強かったのだろう。ところが適当な遊び場がないものだから、町の娘たちに被害が及ぶ。娘の親たちは怒って航空隊に苦情を持ちこむ。隊長の石井静(「石井芸江」の誤記)大佐もこれには弱って私のところにやってきた。

『こういうことを頼むのはあなたで三代目の警察部長だが、なんとか遊び場をつくってくれないだろうか』

要するに“赤線”を作ってくれというのだ。当時、内務省は人身売買をうるさく取り締まっていたので、新しく遊郭を設置するなんてとてもむずかしいことだった。

私はこの申し出には弱ったが、私も同じ男である。まして少年航空兵はお国のためにあすを知らない命だ。そこで、『よろしい、なんとかしてしましよう』と言って一計を案じた。それは郊外の町有地約五万平方メートルにダンスホールを作る計画だ。各ダンスホールのダンサーは客である少年航空兵と意気投合の結果、別室にご案内する。つまり、今しきりにそ

の方面に利用されている“恋愛関係の成立”という形式をとることにした。『特殊飲食店』というのはこの時初めてつけた名前である。

(中略) 町長の推薦で五十人の業者にこれを任せた。この建物の回りは植え込みでかこみ、文字通り小鳥たちがチューチューさえずる環境にしてあげた。

警察部長が赤線をつくるなんて今ではとても考えられないことだ。どうやら私は法を守るより法の精神を体して法網をくぐらせる警察部長だったらしい」[坂1963:149-151]

まさに、占領軍にも「適当な遊び場がないものだから、町の娘たちに被害が及ぶ」可能性があると考え、占領軍慰安所の設置に動いたと推定できる。

占領直後の性的暴行(強姦等)数は、当時GHQの統制下でプレス・コードがあり確定していないが、一説では占領軍上陸後1カ月だけでも最低3,700人以上の女性が占領軍将兵により性的暴行を受けたとされている[五島1953:36]。またその後、確認されている占領軍性的暴行届出数だけでも、1946年301件、1947年283件、1948年265件、1949年312件、1950年208件、1951年125件、1952年54件で、7年間の合計で約1,548件[神崎1954:76・77]あり、極めて多い。ただ、この数字は届出数であり、氷山の一角だといえる。

当時内務省は、占領軍の性的暴行を含む不法行為には相当苦慮していたことが、内務省文書から窺える。国立公文書館には、米国からの返還文書が多数保存・公開されているが、1945年8月31日以降内務省は度々「進駐軍ノ不法行為」<sup>(4)</sup>として政府に報告している。

また、このような占領軍将兵による不法行為を受けて、内務省は1945年9月4日に資料2「米兵の不法行為対策資料に関する件」を、警視庁や各庁府県警察に通牒している。同通牒では、「婦女子強姦予防としては」の項で、「(ハ)米兵慰安所を急設すること 進駐決定せる時は附近適当なる場所に慰安所を急設すること。慰安所は表面連合軍司令部として公認せざる所なる如きも自衛方法として其種施設は絶対必要なり。但し先方内部無統制よりして場合に依り進駐決定急に通告あるを以て事態に対応し得る為には移動式慰安所を成るべく多く工夫用意すること肝要なり」と、「婦女子強姦予防」のために、占領軍用の慰安施設設置を急げとしており、一部の女性を犠牲にすることを顧みない判断であり、結果として慰安施設の設置が全ての女性の人権を蹂躪していることに全く気が付いていない現実が見えてくる。

坂も、「日本の婦人を守る“防波堤”として占領軍慰安施設を設置したと当然のように語っている。

「占領軍も人間だ。ご苦労さんと言ってお迎えするわけにはいかないけれども、流れる水はせきとめてこそ落とさなければ、やっこさんらなにをすらかわらない。そこで愛宕山の嵯峨野という料亭の親父に因果を含めて『そういうことを気にとめぬ女性がいたら集めてくれ。金はおれがつごうするから』と言って集めさせ進駐軍から日本の婦人を守る“防波堤”を作った。まず大森に、次に向島につくった」[坂1963:170]

また、坂は占領軍慰安所として開設された慰安施設に行った時の逸話を残しているが、そこからは、女性を守るためにとの大義名分をかざし一部の女性の人権を蹂躪することに何の罪悪感も感じていない当時の内務官僚・警察官僚の姿が見えてくる。加えて、その行為自身が、本人も含めて結果として全ての人間の尊厳・生命を軽視していることにつながっていることにすら気がついていない。

「そのとき私は彼女らのはいつているフロに横綱の手数入りみたいに堂々とはいった。その心は“おれもはだかになっている、君たちはおれの娘ぐらいの年だ。おれもつらいがお前らも気にそまぬだろう。どうかしんぼうしてくれ、はだかになって心で手を合わせているんだ” というところである」[坂1963：170]

さて、警視総監坂信弥の下で、実質的にR.A.A設立を主導したのは警視庁保安課長高乗釋得<sup>たかのりしやくとく</sup>と警視庁保安課風紀係長大竹豊後<sup>おおたけぶんご</sup>（1944年警視庁保安課風紀係長に就任、1950年1月本所警察署長を最後に退職）であった。

大竹は、敗戦7年後の1952年に週刊誌『ダイヤモンド』5月号にR.A.A設立の経緯を手記「肉体の防波堤昭和の唐人お吉」の中で克明に記している。その手記は、友人の新聞記者Oの情報から始まる。Oは、「アメリカの兵隊は、日本の慰安施設に、相当期待しているそうです」[大竹1968：65]と話し、「矢張りそうか」と私は思ったそしてここ数日間私共が執って来た行動が、決して、的を外れたものでなかった事を、更めて自覚した」[大竹1968：65]と回顧している。更に、警視庁首脳部が、終戦の8月15日には、占領軍慰安に関して話し合っていたともしている。

「終戦の日の十五日に、上層部では、既に、この問題の処理をどうするかについて、密議が進められていた様であった。十六日になると、警視庁の首脳部から、東京を如何にして平和を保つか。この問題を、各々の職分を通じて、しっかり研究してくれとの通牒が来ていた。風紀の面も、これは必ず起こる事なのだから、主管である保安課で予め研究して置く様に一との事で、当時風紀係長であった私が矢面に立つ事になった。（中略）そこで、やるならば、一応そういう人達とも相談してみようじゃないか、という事に決まり、早速、招集状を出す事にした」[大竹1968：65・66]

8月18日に花柳界の面々を集め、警視庁保安課長高乗釋得が以下の要請を口頭で行ったとしている。

「今迄大変御世話をかけた、とうとう、こんな事になってしまった。然し、私共警視庁は、全力を挙げて、秩序維持に努めねばならない。この為には、平穏な状態で進駐軍を迎える事が先決問題だが、若し諸君の力で警視庁が希望するが如き平和状態を保ち得ると思うなら、一つ、力を貸して貰きたい」[大竹1968：66]

この点に関し、1948年4月に発行された『R.A.A協会沿革誌』<sup>(5)</sup>(以下「協会沿革誌」)には、協会発足の経緯が以下の様に記述されている。

「一億国民が呆然自失していた昭和二十年八月十八日、突如麻布の広尾小学校に疎開していた警視庁保安課から、東京料理飲食業組合にお声がかかって来た。組合長宮澤濱治郎氏と総務部長渡邊政次氏とに至急出頭するようにとの事であった。何事ならんと両氏がかけつけてみると、保安課長高乗釋得氏は、幾分青ざめた面持で、一部命令するが如く、一部哀願する如き語調で、次の様な事を話された。即ち、近く進駐して来る連合国軍の将兵を慰安する為に、各種の施設を作ることを閣議で決定したのである。政府は出来るだけ応援するから、是非民間でやってもらいた」[坂口1948：1]

警視庁からの占領軍慰安施設設置要請に対して、東京料理飲食業組合の宮澤、渡邊は以下のような返答をしたと大竹は記している。

「それは課長、僕らも同じ気持ちなんだ、ただ、出過ぎちゃあいかんと思ったから、控えておったが、必ず起こる事なんだし、当然、自分達が考えねばならん事だ。やりましょう。戦争中は、当局の指導によって動いていたが、今となれば、事情も違う。我々が、我々自身の力でやって行く時だ。勿論、内面的な指導は、従来通りお願いするが、一つ我々に、全面的に委して貰えんだろうか」[大竹1968：66]と決意を述べ、それに対して警視庁保安課長高乗も、「結構だ」[大竹1968：66]と応じた。

この点は、協会沿革誌では、以下のように記述されている。

「敗戦後この様に乱れた治安を復興し、四千萬大和撫子の純血を護るためには、是非共必要であることを両氏は直感し、突然の間にも異口同音に、祖国再建の礎石となるため、死力を竭して国家の要請に応えようとの決意のほどを答えた。保安課長も果たして此の話が実現出来るかどうか危ぶんで居られたのに、宮澤、渡邊両氏は即座に悲壮な決意のほどを答申したことから、大いに喜ばれ、それでは如何なる段取でこれを実現出来るのかとたまたみかけて問われた」[坂口1948：1]

その後、同年8月20日に業者側を代表して宮澤と渡邊が決意と占領軍慰安施設の腹案を持参する事となった。

「先ず、女を集める。これによって、進駐軍将兵の慰安を、第一にさせる。新設備と一緒に、現有施設の遊郭も、その儘利用させて貰うが、その他に、貸座敷、接客婦のおる場所一すな

わち、別の言葉でいうと、待合より安直な場所、これも利用させて貰う」。また、この腹案を  
 実行するために以下の点を許可してほしいと願っている。「一、新設の場所へは、現有施設  
 から接客婦を供給するがそれだけでは、到底不足だから、必要な人間を、東京やその近在よ  
 り集めたい。宜しきや。一、暫くの間、日本人は、遠慮していただきたい」[大竹1968：67]

業者による腹案の説明を受けた警視庁保安課長高乗は、その内容を警視総監坂に説明し承諾を  
 得たとしている。

「腹案を見た課長は、一寸待てと行って、直ぐに総監の処に飛んで行った。総監は、一部  
 始終を聞いた後、力強く、『よし、それで行け』と言下に裁決を下した」[大竹1968：67]

2日後の8月23日に設立総会を開き、趣意書、目論見書、規約、借款と出資、役員及び身分と  
 待遇等を承認、協会名を「特殊慰安施設協会（R.A.A）」とした。総会には飲食関係・公娯関係業  
 界のトップだけではなく、警視庁の重責が列席していることから、その親密ぶりは目を見張る  
 ものがある。

#### 8月23日R.A.A設立総会出席者一覧

##### 〈業界〉

- ・東京料理飲食業組合：宮澤濱次郎 渡邊政次 辻 穰 佐藤甚吉
- ・全国藝妓屋同盟会東京支部連合会：高松八百吉 秋本平十郎
- ・東京待合業組合連合会：大竹廣吉 三好鱗藏 梶田源三
- ・東京都貸座敷組合：成川敏
- ・東京接待業組合連合会：瀬谷紋次 鈴木初五郎
- ・東京慰安所連合会：杉村源之助
- ・東京練技場組合連盟：平山三郎

##### 〈警視庁〉

- ・警視庁保安課長：高乗釋得
- ・警視庁保安課風紀係長：大竹豊後
- ・警視庁保安課風紀係主任：清水
- ・他警視庁警察官2名

[坂口1948：1・2]

同27日にR.A.A設立許可申請書を警視庁に提出し、同28日に警視庁より認可された<sup>(6)</sup>。

総会で承認された「目論見書」には「指導委員会」が設置され、指導委員会は、「内務省、外務省、  
 大蔵省、運輸省、東京都、警視庁等各関係係官を以て組織す」[坂口1948：6]と記載があるこ

とから、R.A.Aは、国や警察組織と不可分一体となって組織されたことが理解できる。

ただ、R.A.Aやその他占領軍慰安施設設置は、日本側から一方的に提案したものなのだろうか。終戦当時東京都渉外部長職にあった磯村英一<sup>(7)</sup>は、慰安施設の設置に関してアメリカから要求されたこと手記に残している〔磯村1995：51・52〕ただ、「ここに述べることは、私は生涯で、これまでほとんど文字にしてこなかった事実のひとつである」〔磯村1995：51〕と断り書きをしていることから、自責の念を込めて改めて記述したものと思われる。

「それは、私が区長から渉外部長に移動を命じられた直後のことである。(中略)私が新しいポストに就いての最初の仕事は『レクレーション・センター』を数カ所造れという命令。前述のように、言葉の意味を取り違えて『スポーツランド』かと担当の将校に聞くと、そうではない。たまたま側にいた二世の通訳に聞くと、笑いながら日本語で言えば『吉原だ』と教えてくれた。私にはレクレーションという言葉には、そのような意味が含まれていることを知らなかったわけである。それにしても、すでに戦争が終わっており、しかも世界で“人権の国”といわれるアメリカがそれを要求するとは納得いかない」〔磯村1995：51・52〕

また、終戦当時東京都民政局予防係長を務めていた与謝野光<sup>(8)</sup>は、1945年9月初めに占領軍司令部に呼び出され、占領軍の中核にいた軍医総監ウェブスター少将から、「いま東京に十万人の米軍兵士がいる。彼らの性の処理のために適当な場所を探したい。ついては君に協力してもらいたい」〔与謝野1990：133〕と依頼された。具体的には、「警視庁から取り寄せたらしい、遊郭と赤線地帯が記入されている地図を机の上に広げ、『将校用と、ホワイト用、ブラック用と三カ所に遊ぶ場所を分けてくれ』と、私を促した」〔与謝野1990：133〕としている。

当時東京都で渉外関係部署の任にあった磯村、また同民生局で医師として占領軍と関わっていた与謝野、この二人の証言は符号しているし信憑性は高いと思われる。つまり、占領軍慰安施設の設置は、日本側からのみ設置に向けての動きがあっただけではなく、それと並行して占領軍からの要請もあったことがわかる。これまでの研究では、日本側からのみの提案に特化した形で語られる場合が多かった。性暴力、売買春問題は、日本だけの問題ではなく、女性の人権、あらゆる者の人権をどう捉えるのかを、突きつけられている課題だといえよう。

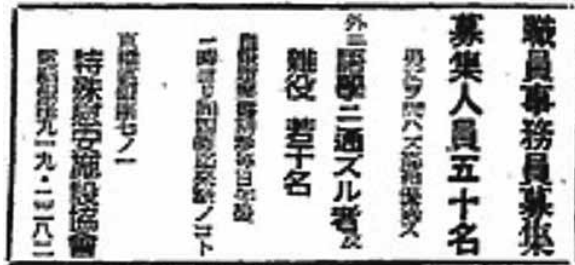
それは、与謝野の以下の言葉からも、「人権」が意図的に公娼や赤線地帯で働く女性と一般の婦女子に分けられていることから、「人権」が時として特定の集団のみに適用されている都合の良いマジックワードになっているのではなかろうか。

「米兵のために遊郭や赤線地帯を区分けするといった、私の常識では考えられないようなことは、自分の直接の仕事ではないと思った。しかし、『これは、なんととっても日本人との間にトラブルが起きないためにすることなのだ。是非力になって欲しい』というウェブスターのたび重なる言葉を聞いているうちに私は協力する気持に傾いていった。公娼や赤線地帯の

女性には気の毒なことになるかもしれないが、一般の日本の婦女子に迷惑が及ばなくなるのであれば、マッカーサーの占領政策としてはいい仕事ではないだろうか」[与謝野 1990 : 133]

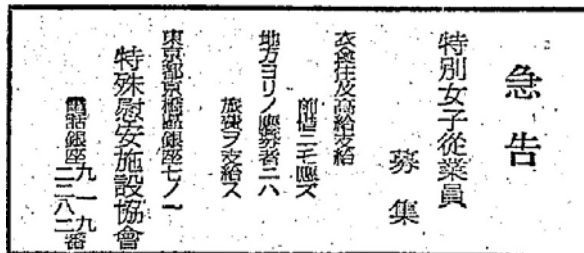
2) R.A.Aはどのように広報されたのか

R.A.Aは、本部を銀座「料亭幸楽」に定め、度々新聞広告を打っている。同協会が設立された間もない1945年8月29日、朝日新聞朝刊全国面2面の中央の少し下に「職員事務員募集 募集人員五十名 外二語学二通ズル者及雑役若干名 特殊慰安施設協会」と最初の広告が掲載された。その後、翌年2月まで地方の新聞も含めて頻繁に広告が打たれている（資料4～7）。



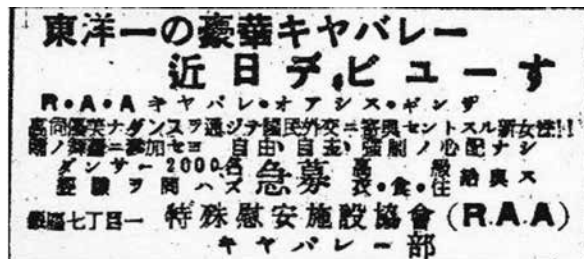
出典：朝日新聞1945年8月29日付。

資料4：R.A.A広告1



出典：毎日新聞1945年9月3日付。

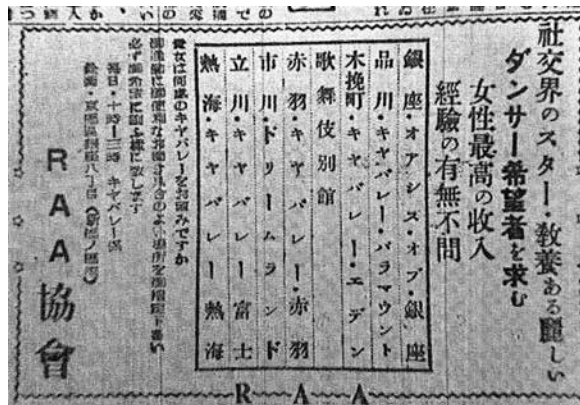
資料5：R.A.A広告2



出典：静岡新聞1945年9月3日付。

資料6：R.A.A広告3





出典：神奈川新聞1946年2月24日付。

#### 資料7：R.A.A広告4

1945年9月3日付の静岡新聞ではR.A.Aキャバレー部の募集広告を掲載し「高尚優美ナダンスヲ通ジテ国民外交ニ寄與セントスル新女性!!」、「ダンサー 2000名 経験ヲ問はず 急募 高級衣・食・住給與ス」と謳った。敗戦で多くの者が飢を凌いで生きている状況下で、「高級衣・食・住給與ス」は魅力を感じた者が多かったことも想像できる。

既に8月27日の時点でダンサー等も含めて1,360人を採用している〔大竹1968：69〕が、R.A.Aの目論見書によると慰安部門で5,000人を集めようとしていたことがわかる<sup>(9)</sup>。しかし、開所当時R.A.A情報課長であった鍋木清一<sup>(10)</sup>は、目論見書の5,000人を遥かに超える1万数千人を慰安所に配置した、と著書で語っている。

「早急に進駐軍将兵の“爆発的なセックスの要求”に応ずる体制には不十分なので“お国のために”という大義名分で地方に離散したこれら商売女を集め、その数万数千人を第一線部隊として各慰安所に配置し、占領軍が進駐して来る八月二十八日までに開店できるように一応の態勢を整えることが出来た」〔鍋木1972：19・20〕

広告宣伝は、新聞だけではなくR.A.A本部や銀座周辺にも女性募集広告看板を出した。その経緯は、当時R.A.A情報課宣伝係長を務めていた橋本嘉夫が、『百億円の売春市場』で詳述している。

「進駐を目前に、慰安婦の募集は火急に迫られていた。

女事務員募集。年齢十八歳以上二十五歳迄。 宿舎、被服、食糧全部当方支給  
新日本女性に告ぐ！ 戦後処理の国家的緊急施設の一端として、駐屯軍慰安の大事業に  
参加する新日本女性の率先協力を求む！

この募集広告の大看板が、銀座の電車通りの幸楽の前に、人眼をひく様に出されたのは、

幸楽開所と同時だった。敗戦の衝撃で、さすがに、国民をとりこにした一種の虚脱状態をみとっていたからであろうか、『慰安婦募集』とは書かずに、『女事務員募集』と看板に書かれたことだった」〔橋本1958：36・37〕

また、橋本は、同書で日々多くの女性が面接に訪れたと証言し、慰安担当の幹部は、それらの女性に、仕事の内容の説明よりは「言いふくめて念をおす」ようだったとしている。衣食住がままならない状況下では、「言いふくめ」られれば選択肢は極めて限られるし、これは「慰安婦への誘導」であったといえよう。

「女事務員募集に応じて、人はよってきた。宿舎、被服、食糧全部支給としてあるのを見れば、裸のまま、ころがりこんでも、その日から心配ないわけである。

二十人から三十人は、どんなにすくなくとも、幸楽の本部の事務室に列をつくって待っている状態なのだ。一日平均で、三百人からの若い女性が、本部の詮衝室につめかけてきた。若い女性—そう、たしかに、募集の看板をみて二十五歳くらいまでの女性が足を運んできたが、おそらく若さを充分にもちこたえたと思われる者は、いなかった。ほとんど、みんなが、くたびれた様子であった。だれもが怒っているような顔に見えた。腹がへっていると、人間は怒りっぽくなるなんていわれるが…。

詮衝室で、慰安担当の幹部が、仕事の内容を説明するのだった。説明するというよりは、言いふくめて念をおすのであろうか」〔橋本1958：37〕

終戦当時東京都渉外部長職にあった磯村英一は、慰安所の募集に多くの女性が集まった事情を「それには今日から考えると二つの理由があった。一つは食べ物がなく兵隊の投げ捨てるチョコレートでも身を投げ出すという傾向。二つには軍隊が世話をしてくれるのだから衛生上のことは安全だということ」〔磯村1995：53〕があったのではないかと記述している。

協会沿革誌によると、1845年8月28日の認可と同時に、第一号の慰安所「小町園」を皮切りに多くの慰安施設を開所している。また、協会沿革誌でR.A.A.の中樞にいた坂口は、女性を占領軍の性の捌け口にしている事実を、傍観者の如きに記述しているが、筆者は、憤りを禁じ得ない。

「R.A.A協会が、その使命を忠実に達成する為、真先に開業したのは慰安所である。海に陸に、はた空に、嚇々たる武勲を樹てた進駐軍将兵にとって、何よりも先ず慰安すべき面はセックスの満足であった。そこで何は兎もあれ、京濱地区で小町園を皮切りに慰安所を設け、楽々、花月、仙楽、見晴、波満川、いく稲、やなぎ、乙女、清楽、日の家等を逐次開店する運びとなった。さて蓋をあけてみると、気の荒い面々、沙漠にオアシスを見つけた如く、欣々然と行列を作り彼女等に肉薄していったのは、けだし天下の壮観であった」〔坂口1948：22〕

表1：R.A.A 営業所名称及び所在地

	営業所名称(当時)	所在地(当時)
1	小町園・楽々(慰安)	東京都品川区大井鈴ヶ森町
2	福生営業所(慰安)	東京都西多摩郡福生町福生
3	調布園(慰安)	東京都北多摩郡調布町下石原八幡通
4	屋	東京都中央区銀座
5	ビアホール	東京都中央区銀座
6	會館(慰安)	東京都品川区大井海岸町
7	河庄(慰安)	東京都品川区大井海岸町
8	キャバレー富士(慰安)	東京都立川市富士見町
9	花月(慰安)	東京都品川区大井海岸町
10	見晴(慰安)	東京都品川区大井鈴ヶ森町
11	花家(慰安)	東京都中央区日本橋人形町
12	楽々ハウス(慰安)	東京都西多摩郡三田村字石利
13	波満川(慰安)	東京都品川区大井海岸町
14	銀座ビリヤード	東京都中央区銀座西
15	ニューキャッスル(慰安)	東京都北多摩郡三鷹町連雀
16	(慰安)	東京都墨田区寺島町
17	耕一路	東京都中央区銀座西
18	蜂乃喜(慰安)	東京都品川区大井海岸町
19	オアシス・オブ・ギンザ	東京都中央区銀座
20	やなぎ(慰安)	東京都品川区大井鈴ヶ森町
21	蓬萊鶴(慰安)	東京都市川市市川新田宮脇
22	乙女(慰安)	東京都品川区大井町海岸
23	R.A.Aクラブ(慰安)	東京都世田谷区若林町
24	パラマウント(慰安)	東京都港区高輪南町
25	クラブ・エデン	東京都中央区木挽町
26	館	東京都北区赤羽町
27	館(慰安)	静岡県熱海市櫻澤
28	清楽(慰安)	東京都品川区大井海岸町
29	閣	静岡県熱海市熱海八幡山
30	日の家	東京都品川区大井海岸町
31	館(慰安)	静岡県熱海市本町
32	ホテル(慰安)	神奈川県足柄下郡宮城野村白山
33		東京都中央区築地
34		静岡県熱海市本町
35	上野観光閣	東京都台東区池之端仲町
36	ビアホール立川	東京都立川市曙町
37	R.A.Aビアホール	東京都中央区銀座
38	中野営業所	東京都中野区上高田
39	新味	東京都中央区銀座

出典：坂口勇造『R.A.A協会沿革誌』特殊慰安施設協会、1948年4月、pp23-50より筆者作成。慰安施設には(慰安)と付記した。なお、倫理的観点から、現在も同じ名称で営業を継続している店舗(飲食店、風俗店、旅館等)は、該当する名称を黒塗りとした。ただし、同名称であっても関連性がなく偶然同じ名称の店舗の場合は、そのまま記載した。また、全ての営業所所在地の詳細番地も黒塗りとした。



出典：国土地理院航空写真「USA-M58-A-6-135」1946年2月28日米軍撮影。

**資料8：大森海岸及び東京俘虜収容所航空写真**

R.A.Aは、最終的に39カ所にも及ぶ慰安施設、キャバレー、ホテルを擁する巨大な性産業会社を築いた。その内11カ所が大森海岸（大井海岸町、大井鈴ヶ森町）沿に展開されているが、これは偶然ではない。占領軍のランチ大佐率いる先遣大部隊が1945年8月28日に厚木飛行場に着陸し、同日占領軍により接收され、現在でもアメリカ海軍厚木航空施設及び海上自衛隊厚木航空基地として使用されている。

当時厚木基地は首都防衛の要であり、占領軍もその点を十分理解し接收し、同基地を起点に占領軍を送り込んだ。同基地は、神奈川県綾瀬市と大和市にまたがり、東京に入るには横浜を経て京浜国道（現在の第一京浜道路）を北上するルートとなり、大森海岸を必ず通ることとなる（資料8・9）。このことに目をつけた警視庁とR.A.Aは、第一号店として「小町園」を開店した。この点は、警視庁大竹も、R.A.A情報課長鍋木も同様の趣旨の指摘を行っている。

「横浜から来るのだから、大森、蒲田方面がよかろう。あの辺で先ず店開きをしろ！とい



出典：東京都『戦災焼失区域表示最新東京詳細地図』三和出版、1946年5月5日。

資料9：大森海岸周辺地図

うので、大森の大きな料理屋に目をつけた。白羽の矢が立ったのが、小町園である」[大竹1968：69・70]

「京浜地区に慰安所の主力をおいたのは、進駐軍が主として京浜地区を通して東京に入って来るといので、京浜地区にまず“セックスの防波堤”をつくって、彼等の直接的な勢力を阻止しようとの狙いであった」[鍋木1972：22]

協会沿革誌では、8月28日午前9時、理事全員が宮城前に集合し、宣誓式を行い、その日の内に慰安所第一号店「小町園」が開店したとしている[坂口1948：2]。同日午後には最初の客が入ったとされるが、ドウス昌代はその事情を以下のように推察している。

「小町園にはじめて米兵が乗り込んだのは八月二十八日午後三時のことだ。大森捕虜収容

所から重体の米兵捕虜を救出した、第三艦隊の一行だったのではないだろうか。収容所と小町園は同じ大森の近接した距離にあった」[ドウス1995：69]

大森捕虜収容所は、正式には「東京俘虜収容所」(資料8)と称し、1942年9月25日仮設。当初は品川区東品川の京浜運河建設事務所を流用していたが、1943年7月20日に、現在の平和島、当時の大森新井町の東京第二埋立地に建設された。終戦時収容人員は606人、内訳はアメリカ人437人、イギリス人115人、オランダ人28人、その他26人であった。

H・スタッセン中佐率いる海兵隊員が、同収容所の重傷者救出後、すぐ近くにある「小町園」に最初の客として入店した可能性は否定できない。また、同29日には多くの占領軍兵士が小町園に群がっていたことから、前日の海兵隊員が慰安施設「小町園」の情報を知らせたのかもしれない。大竹、鏑木、橋本の手記から、開業日以降の小町園の客入りの様子を窺うことができる。

「二八日の兵隊が引揚げて、話をしたからであろう。二九日からは訪客が俄然増えて来た。門前市をなすというか、列を作っている。

三〇日になると、もう手がつけれなくなって、応援頼むの急報が銀座本部へ飛ぶ始末となった」[大竹1968：70]

「はやくも大森小町園から電話で、小町園に多勢の進駐軍兵士が殺到して、玄関先から京浜国道に向かって延々と行列となり、その数四、五百名、早くオープンせよと大変な騒ぎで、いまMPに来てもらって何とかおさめているが、すぐにオープンして良いかとの問い合わせである。(中略)

到着して各地に分散進行中と思いきや、このありさまでびっくりして、これらの兵隊はどここの部隊であろうかとMPに訪ねたところ、これらの兵隊は早朝、鶴見、川崎地区に入った陸軍部隊の兵士で、すでにSSO(ソーシャル・サービス・オフィス、これはGHQの中の慰安方面を扱うセッション)の通達で、RAAの慰安施設を知って、直ちにゲイシャ・ガールを抱けるというので、馳せ参じた連中だということであった」[鏑木1972：26・27]

「八月三十日の『小町園』では、兵隊たちが、ひきもきらず押しかけてきて、早くも収拾のつかないような混雑が起きていた。(中略)

銀座幸楽で説得した第一回の慰安婦三十名は、前歴のない未経験者ばかりで、この組が、まず小町園に送りこまれたが、三十日には、さらに増員して、およそ百名をこえていた。おしにかけてくる兵隊たちの相手にだされ、はじめて逃げだすものがあらわれた」[橋本1958：51]

三人の手記は、異常なまでに女性を貪る占領軍兵士の姿を描いているが、日本で最初に彼らの慰安に供された女性の多くが「前歴のない未経験者ばかり」であったと記されていることに、占

領軍慰安政策の大いなる矛盾を感じる。

1945年9月4日内務省は、「婦女子強姦予防」するために「米兵慰安所を急設」せよと各都道府県警察に通牒し、当時警視総監であった坂は、「進駐軍から日本の婦人を守る“防波堤”」[坂1963:170]として慰安所の設置を求めた。しかし、その慰安施設で働く女性の多くが一般女性であったことを考えると、「婦女子守る」との美名を冠して、結局女性の人権を蹂躪し日本の「男性中心社会」を守りたかったのではなからうか。

## 付記

筆者は、大学研究者として現職最後に「生命と人権」<sup>いのち</sup>の研究を始めることとした。そのきっかけは、1996年に初めてニュージーランドを訪れた折に、ニュージーランド人の研究者から「かつて日本にあった占領軍用の売春施設について」質問され、全く返答できなかったことにある。占領軍慰安施設に関しては、中学校、高等学校で使用される全ての教科書に全く記載がないし、教えられてもいない。現職として残された期間は1年半と短く、十分な時間を確保することは困難かもしれないが、今回を含めて4回にわたりこの問題を論じたい。

## 注

- (1) この点は、論考「その2」において詳述する。
- (2) 坂信弥は、警視総監再任当時47歳。山口県生まれ、1924年東大独法科卒業後、内務省に入局。鹿児島県警察部長、埼玉県警察部長、上海領事兼警察部長。1944年7月～1945年4月まで52代警視総監を勤めた。1945年8月17日警視総監に再任、1945年10月に辞任し退官。その後1958年11月から1964年10月まで大商証券社長を務めた。
- (3) 外務省は、「南京事件に対して、日本政府はどう考えていますか」において、「日本政府としては、日本軍の南京入城(1937年)後、非戦闘員の殺害や略奪行為等があったことは否定できないと考えています」と見解を示している。  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/qa/index.html> 最終閲覧日2021年8月15日。
- (4) 内務省外事1945年8月31日、国立公文書館、返還文書、レファレンスコード：A06030038600。その後、「米兵ノ不法行為」、「連合軍將兵ノ不法行為」と記され、頻繁に政府に報告されている。
- (5) R.A.A発足当時から在任中は同協会総務部庶務課長を務めていた坂口勇造が、1948年に協会の公認の下で『R.A.A協会沿革誌』としてまとめたもの。同沿革史は、R.A.Aが1948年4月にその使命を終え、同年5月より日本観光企業株式会社(N.K.K)に改組するにあたって、それまでの沿革を当時同協会総務部庶務課長坂口勇造が忠実に記録したもの。編集後記では、「この沿革誌は、R.A.Aが国家の至高要請に則って、只管進駐軍將兵の為にRecreationとAmusementを提供するために生れ、育ち、そしてその天與の大使命を完全に果し、昭和二十四年菖蒲花咲く五月一切をアウフヘーベンして日本観光企業株式会社(N.K.K)という弁証法的発展をする迄の、ありのままの「ザイン」を忠実に記録したもの」としている。
- (6) 警視庁の認可は、協会沿革誌によると8月28日[坂口1948:2]だが、労働省婦人少年局の年表では、8月29日となっている[労働省婦人少年局1952:2]。

- (7) 磯村英一は、東京大学を卒業後東京府職員となり、1943年7月1日の東京都制施行と同時に渋谷区長に就任し、その後1945年12月「東京都渉外部長」に命ぜられ、占領軍との交渉を任された。その後1953年に都庁を退職し、研究者の道を進む。後に東洋大学学長となった。
- (8) 与謝野光の父は、歌人で慶應大学教授を務めた与謝野寛（鉄幹）、母は同じく歌人の与謝野晶子。光は慶應大学医学部を卒業後医師となり、四谷鍼灸学院で学長を務めた。その間、1935年にロックフェラー財団の招きでジョンズ・ホプキンス大学に留学。1945年より東京都民生局予防係長、1946年4月より1952年3月まで東京都民生局予防部長。1952年4月から1956年3月まで東京都衛生局長を歴任。
- (9) 協会沿革誌「目論見書 四、企業内容 3、慰安部門 第一部芸妓 第二部娼妓 第三部酌婦 第四部ダンサー・女給 5,000人」と記述されている〔坂口1948：5〕。
- (10) 鍋木清一は、戦前には陸軍報道班員を務めていた。終戦と同時にR.A.A情報課長となり、広報を一手に担当。戦後、文芸春秋編集社を経て、日本映画ニュース社社長に就任。

#### 〈引用文献〉

- ・ ドウス昌代1995『敗者の贈物 特殊慰安施設RAAをめぐる占領史の側面』講談社、1995年。
- ・ 福田利子1993『吉原はこんな所でした一廓の女たちの昭和史』社会思想社、1993年。
- ・ 外務省1993「慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話（1993年8月4日）」  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/kono.html> 最終閲覧日2021年8月13日。
- ・ 外務省2021「国際社会における慰安婦問題の取り扱い（2021年7月3日）」  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/qa/> 最終閲覧日2021年8月13日。
- ・ 五島勉1953『続日本の貞操』蒼樹社、1953年。
- ・ 橋本嘉夫1958『百億円の売春市場』彩光新社、1958年。
- ・ 秦郁彦1999『慰安婦と戦場の性』新潮社、1999年。
- ・ 磯村英一1995『終戦五十年の秘話』明石書房、1995年。
- ・ 自治大学校史料編集室1960『山崎内務大臣時代を語る座談会』丸善、1960年、天川晃・田口一博編『戦後自治史関係資料集（DVD-ROM版）—第1集—（地方制度改革）第1部』丸善、2000年所収。
- ・ 鍋木清一1972『秘録昭和のお吉たち進駐軍慰安作戦』番町書房、1972年。
- ・ 神崎清1954『戦後日本の売春問題』社会書房、1954年。
- ・ 大竹豊後1968「肉体の防波堤 昭和の唐人お吉」『ダイヤモンド』ダイヤモンド社、56巻9号、1968年。
- ・ 大山正1987「文書を全部焼く」、大霞会『続内務省外史』地方財務協会、1987年。
- ・ 労働省1952『婦人関係資料シリーズ 一般資料第17号 売春に関する資料 —売春関係年表と文献目録—』1952年。
- ・ 労働省1953『婦人関係資料シリーズ 一般資料第22号 売春に関する資料』1953年。
- ・ 労働省1955『婦人関係資料シリーズ 一般資料第31号 売春に関する資料 —改訂版—』1955年。
- ・ 坂口勇造1948『R.A.A協会沿革誌』特殊慰安施設協会、1948年4月。
- ・ 坂信弥1963『私の履歴書 第十八集』日本経済新聞社、1963年。
- ・ 坂信弥1987「慰安施設の準備」、大霞会『続内務省外史』地方財務協会、1987年。



- ・ 参議院1996「第138国会参議院決算委員会閉会後第3号1996年11月26日、国会会議録検索システム」  
<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=113814103X00319961126&spkNum=194> 最終閲覧日2021年8月13日。
- ・ 参議院1998「答弁書第一一号内閣参質一四三第一一号1998年11月10日」  
<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/143/touh/t143011.htm> 最終閲覧日2021年6月15日。
- ・ 与謝野光1990「敗戦秘録・『占領軍慰安』備忘録」、『新潮45』新潮社、第9巻第5号、1990年5月。